

舞鶴市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程(令和2年監委規程第2号)に準拠して監査を実施したので、その結果及び措置状況について下記のとおり公表する。

令和8年3月24日

舞鶴市監査委員 杉島 久敏

舞鶴市監査委員 岡野 昌和

記

行政監査の結果報告

1 監査の種類 行政監査

2 監査の対象

- (1)対象項目 自動体外式除細動器(以下「AED」という。)に関する事務
- (2)対象部等 政策推進部、財務部、総務部、産業振興部、建設部、教育振興部、会計管理者、監査委員事務局において、AEDを所管する課

3 監査の着眼点

AEDについて、機器の管理が適切に行われているか、速やかに使用できる体制がとられているか等を主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

同規程第15条に規定する監査等の手続及び第16条の実施すべき監査等の手続の適用により、関係職員から聴取を行うなど、通常の方法により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1)実施場所 監査委員事務局等
- (2)日 程 令和7年10月6日から令和8年3月18日まで

6 監査の結果及び意見

AEDは、平成16年に非医療従事者の使用が認められて以降、本市の公の施設等に導入されており、適切な機器の管理とともに使用に当たっては速やかに使用できる体制が重要である。

AEDの所管課にアンケートを実施したところ、概ね適切に管理されていると認められたが、一部に点検マニュアル、日常点検及び操作方法の習得等について課題があると思料される回答が見られた。

導入時からかなりの年月が経過しており、各施設の職員に消防本部の救命救急講習の研修を推奨するとともに、標準化された対応ができるよう検討されたい。